

安全管理者選任時研修のご案内

標記研修を下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

1 日時・会場

| 回 | 講習日 | 時間 | 会場 | 受付開始 | 申込期間 |
|---|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|--------------------------|
| 1 | 令和7年9月1日(月) 2日(火) | 学科 8:30~15:50 8:30~11:40 | 大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地12) | 8:10~ | 6月30日(月) ~ 8月1日(金) |
| 2 | 令和8年3月5日(木) 6日(金) | 学科 8:30~15:50 8:30~11:40 | 大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地13) | 8:10~ | 1月7日(水) ~ 2月6日(金) |

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

2 受講料等(税込)

| 区分 | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
|-----|---------|--------|---------|
| 会員 | 18,200円 | 1,650円 | 19,850円 |
| 非会員 | 21,200円 | 1,650円 | 22,850円 |

3 定員 70名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)

4 申込手続 (電話で空き状況をご確認後、お申込みください。)

| | |
|------------------|--|
| 申込先 | 〒870-0015 大分市新川西1-7-34 板井ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 大分支部 TEL:097-534-7430 FAX:097-594-5110 E-mail:oita-b@oita-roukikyo.or.jp |
| 申込書提出先 本人確認書類 | ・所定の受講申込書を、大分支部までご送付またはご持参ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。 ・当協会での受講が初めての方は、氏名・生年月日の確認ができる本人確認書類(運転免許証等の公的書類)の写しを添付してください。 |
| 受講料等 支払先 | ・講習開始10日前までに、 受講料・テキスト代の合計 を銀行振込または大分支部窓口にてお支払いください。 振込先:大分銀行本店 普通 3187761 名義:(社)大分県労働基準協会大分支部 |
| 修了証交付 について | ・修了者には修了証を交付いたしますので、講習当日(2日目)印鑑をご持参ください。 |

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。

(別 紙)

安全管理者選任時研修の科目の一部免除

(1) 次の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、安全管理者選任時研修の一部を免除することができること。

| 免除を受けることができる者 | 免除する科目 |
|--|------------------------------|
| 1 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平成元年能力向上教育指針公示第1号）別表1に基づく安全管理者能力向上教育（初任時）を修了した者 | 安全管理及び安全教育 |
| 2 平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者（製造業等）研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修を修了した者 | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 |
| 3 平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者 <u>※当協会が開催している職長教育等とは異なります。</u> | 安全管理及び安全教育 |

(2) 一部免除の申請について

免除科目に係る証明書（例・安全管理者能力向上教育修了証、職長教育等教育講師養成講座修了証）の（写）を添付して下さい。

(3) 科目免除の受講料

1科目につき 3,850円（10%税込）免除。

注1.（安全管理者の選任を要する業種）

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業